

松阪市景観計画に基づく行為の
届出の手引き

令和3年4月版

松 阪 市

目 次

1. 届出が必要な行為及び規模・・・P 1
 - (1) 届出対象行為
 - (2) 届出の対象外となる行為

2. 景観形成基準・・・P 3

3. 事前相談の手順・・・P 6
 - (1) 手順
 - (2) 提出書類

4. 届出の手順・・・P 6
 - (1) 提出書類
 - (2) 提出先及び提出部数
 - (3) 届出の流れ

5. 届出様式等・・・P 10
 - ・ 景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）
 - ・ 景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第2号）
 - ・ 景観計画区域内における行為の通知書（様式第3号）
 - ・ 景観計画区域内における行為の事前相談申請書（様式第4号）
 - ・ 報告書（様式第7号）
 - ・ 景観形成基準チェックシート
 - ・ 景観形成基準チェックシート（記入例）

- 参考 用語の意義・・・P 38

本書は、松阪市景観計画に基づく行為の届出について、届出が必要な行為や規模、景観形成基準、届出の手順、届出様式等の届出に関し必要な事項について案内したものです。

1. 届出が必要な行為及び規模

(1) 届出対象行為

松阪市景観計画の区域（※）で、次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。また、景観法の規定により、届出の受理の日から30日間（最大90日間）は、行為に着手することができませんが、行為に着手できない期間は、短縮できる場合があります。その場合は、別途着手制限期間の短縮について申し出が必要になります。

※松阪市景観計画の区域：松阪市全域

	行為	規模	
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	
2	若しくは模様替え又は色彩の変更 工物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕	ア 煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
		イ 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
		ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの
		エ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
		オ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
		カ 擁壁、さく、塀	
		キ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
		ク アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物	高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの
		ケ 自動車車庫の用途に供する工作物	
		コ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ5mが超え、かつ、高さ10mを超えるもの（イに掲げるものにあつては30mを越えるもの）
		サ アからコに掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	
シ その他の工作物	高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの		
3	開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、その高さが5mを超えるもの	
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、その高さが5mを超えるもの	

注：増築・改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要です。

(2) 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為については、「(1)届出対象行為」に該当する場合でも、届出の対象外となります。

① 建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの 又は外観を変更することとならないもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
仮設の建築物の新築等	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条

② 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第六号、第168条第1項第一号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第7条
自然公園法第10条各項、第16条各項、第20条第3項、第21条第3項、第56条第1項	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第7条
砂利採取法第16条の許可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第7条
三重県立自然公園条例第9条第1～3項、第16条第4項	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第7条

※その他、景観法第16条第7項により届出の対象外となる行為が定められています。

2. 景観形成基準

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めています。

なお、この景観形成基準は、全ての項目が一律に適用されるものではなく、行為の計画地（以下「行為地」という。）における景観の現状により、適用される項目や内容が異なります。

このため、景観形成基準の適用に際しては、行為地の景観現状を十分把握しておく必要があります。

① 共通の基準

ア. 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目	内容
規模・配置	<p>○規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したものとする。</p> <p>・建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。</p> <p>・周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。</p> <p>・商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。</p>
	<p>○壁面は、立地条件にあわせ、後退するか或いは周辺の壁面との調和に配慮したものとする。</p> <p>・壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。</p> <p>・歴史的まち並みが整っている地区或いは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。</p> <p>・壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。</p>
形態・意匠	<p>○形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。</p> <p>・歴史的まち並みが整っている地区或いは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>・壁面は、適度に仕様を分け、窓等の開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。</p>

項目		内容		
形態・意匠	附属建築物・附属設備	<p>○附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫、自転車置き場、機械室等の附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。 ・ 外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。 ・ 附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。 		
	外構	<p>○建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。 		
色彩	<p>○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。 ・ アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。 			
	対象	色相	明度	彩度
	外壁 基調色	10R～5Y	8以上の場合	4以下
		R、5.1Y～10Y	8未満の場合	6以下
		その他	—	4以下
	屋根色	10R～5Y	7以下	6以下
R、5.1Y～10Y		7以下	4以下	
その他		7以下	2以下(無彩色を含む)	
素材	<p>○素材は、周辺景観に調和するものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。 			
緑化	<p>○行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。 ・ 住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。 ・ 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 			
夜間の照明	<p>○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p>			

イ. 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

形態・意匠	・ 行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。
緑化	・ のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 ・ 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。

ウ. 土石の採取又は鉱物の掘採

採取等の方法	・ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
遮へい	・ 遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。
緑化	・ 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。

エ. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

集積、貯蔵の方法	・ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
遮へい	・ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

② 地区独自の基準

地区独自の基準に該当する項目及び内容は次のとおりです。

ア. 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

□ 中心市街地地区／中川駅周辺市街地地区

形態・意匠	・ 商業地における低層階については、ゆとりや開放感を確保するとともに、車両出入口やバックヤードの配置等に留意し、賑わいの連続性の確保に配慮すること。
緑化	・ 商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。

□ 丘陵地区／和歌山街道沿い地区／山地地区

形態・意匠	・ 屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、10分の2～10分の5勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く※）。
-------	---

※工業地とは、工場立地法第2条の規定に基づく、工業適地内で事業用地として造成が完了し、供用を開始した地区。

3. 事前相談の手順

(1) 手順

電話にて来庁日を予約していただき、届出を行う約1か月前までには、事前相談申請書及び添付書類等を提出してください。

(2) 提出書類

- ◆ 景観計画区域内における行為の事前相談申請書（様式第4号）及び行為の種類に応じて様式第1号（別紙1）、（別紙2）又は（別紙3）を添付してください。
- ◆ 添付書類…届出の手順と同様の添付書類です。

4. 届出の手順

(1) 提出書類

- ◆ 景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）又は景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第2号）及び行為の種類に応じて様式第1号（別紙1）、（別紙2）又は（別紙3）を添付してください。

◆ 添付書類

- ・ 建築物の建築等
- ・ 工作物の建設等

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備考
景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び 配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置 6. 現状写真の撮影位置及び撮影方向	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上(※)
配置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の形状及び寸法 4. 届出に係る建築物又は工作物の位置と既存の建築物又は工作物の位置 5. 隣接する道路の位置及び幅員 6. 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7. 外構施設の位置、材料及び面積 8. 現状写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 縮尺100分の1以上(※)
立面図	1. 縮尺 2. 各面の方位及び寸法 3. 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 4. 屋根、壁面等の仕上げ(素材及び色彩(マンセル表色系等による表示))	建築物又は工作物の彩色された二面以上の立面図 縮尺50分の1以上(※)
現況写真	行為の場所及びその周辺の状況(複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所と行為のおおよその形状等を示すこと)	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真(カラー写真、プリンタによる印刷物でも可) ※写真に建築物又は工作物のボリュームシミュレーションを記入してください。

- ・ 開発行為
- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備考
景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上(※)
現況平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の区域 4. 周辺の土地利用の現況及び地形 5. 隣接する道路の位置及び幅員 6. 断面図に係る断面の位置及び方向 7. 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上(※)
計画平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 断面図に係る断面の位置及び方向 4. 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 5. 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 6. 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模(土石の採取又は鉱物の掘採の場合のみ)	設計図又は施工方法を明らかにする図面、採取又は掘採の方法を明らかにする図面、採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
断面図	1. 縮尺 2. 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面	設計図又は施工方法を明らかにする図面又は採取又は掘採の方法を明らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
現況写真	行為の場所及びその周辺の状況(複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所と行為のおおよその形状等を示すこと)	当該区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真(カラー写真、プリンタによる印刷物でも可)

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備考
景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置	物件の堆積を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上(※)
配置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の形状及び寸法 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 堆積する物件の位置、種類及び規模 6. 遮へいする物の位置、種類、構造及び規模 7. 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における物件の堆積する場所及び方法を明らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
現況写真	行為の場所及びその周辺の状況(複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所と行為のおおよその形状等を示すこと)	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真(カラー写真、プリンタによる印刷物でも可)

※行為の規模が大きい場合定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

(2) 提出先及び提出部数

大阪市役所(第一分館) 都市計画課 窓口にて事前相談申請書は1部、届出書は2部(正本1部、副本1部)提出してください。

(3) 届出の流れ

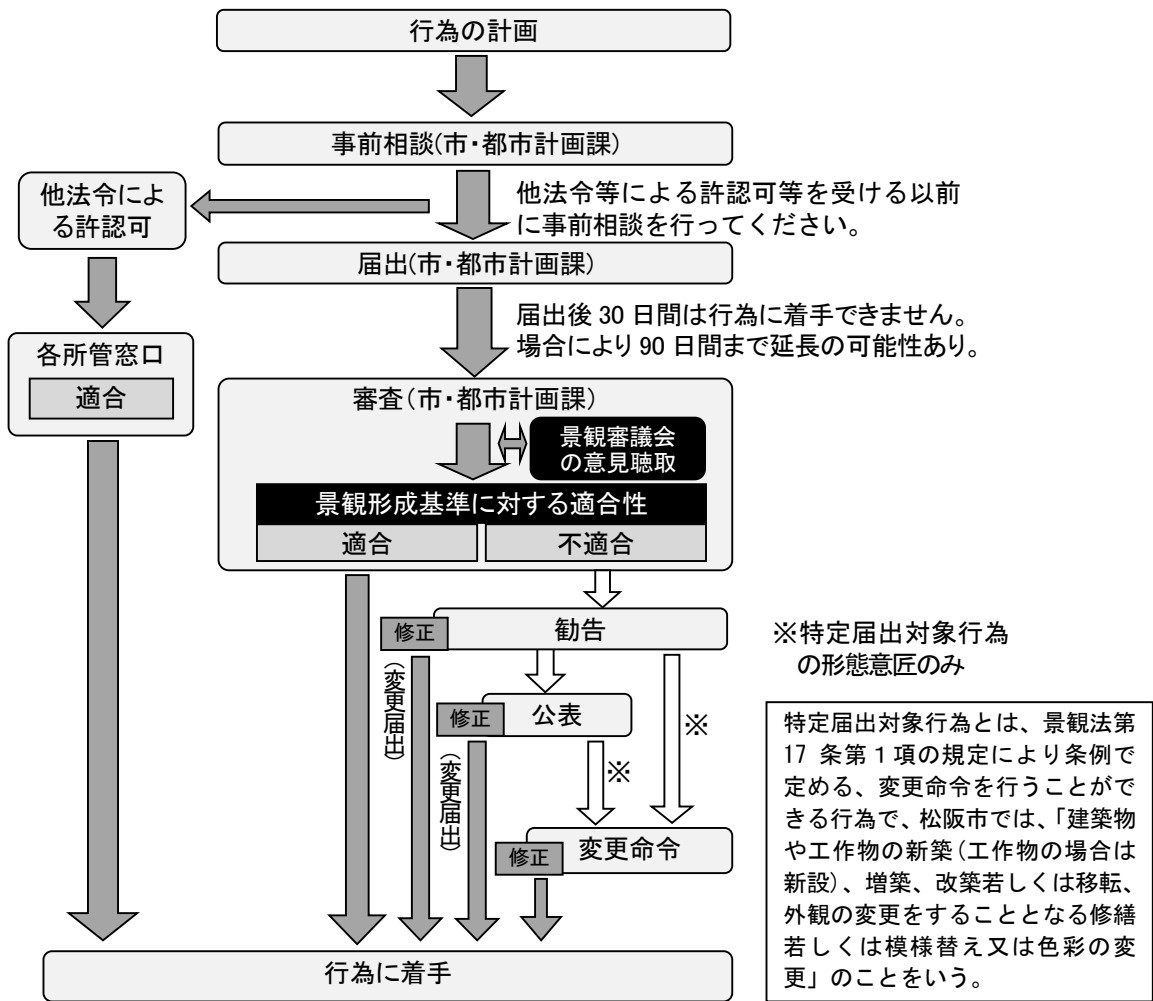
大阪市景観計画に係る届出の流れは、以下のとおりです。

行為の届出にあたり、本市では、その前に事前相談を義務づけています。

これは、行為の内容を事前に「景観形成基準チェックシート」等により、事業者や設計者等が自らチェックして頂き、事前に相談を行いながら、行為に問題がないか確認しておくものです。事前相談の段階で景観形成基準に関して支障がなければ、行為の届出以降、着手制限の期間が短縮されます。

また、本市においては、景観審議会制度を運用しており、大規模な行為で地域の景観に大きく影響を与えることが予想される場合や、周辺の景観への配慮の方法について、窓口で判断が難しい場合は、専門有識者等で構成される景観審議会に諮問する場合があります。

◆行為の着手までのフロー図



※ 勧告に従わない場合、公表や変更命令を行います。また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第103条）。また、変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第102条）。

5. 届出様式

様式第1号(第3条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

届出者 住所

氏名

電話番号 () -

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更			
		用途 ()				
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更				
		種類 ()				
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所		松阪市				
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 〒 電話番号 () -				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄				※処理欄		

(規格A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号（別紙1）

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転			届出部分	既存部分	合計
	敷地面積		m ²	m ²	m ²
	建築面積		m ²	m ²	m ²
	延べ面積		(階) m ²	(階) m ²	(階) m ²
	高さ		m	m	m
	構造				
外部仕上げ (該当行為に○をつけてください。)			届出部分	既存部分	
	屋根	色彩			
		素材			
	外壁	色彩			
		素材			
			届出部分	既存部分	合計
	緑地面積		m ²	m ²	m ²
	樹種等				
その他					
外観の変更 (修繕・模様替)・色彩の変更			変更面積	変更後	変更前
	屋根	色彩	m ²		
		素材	m ²		
	外壁	色彩	m ²		
		素材	m ²		
	(対象建築物) ・外観面積 _____ m ² ・建築面積 _____ m ² ・延べ面積 _____ m ² ・高さ _____ m ・構造 _____				
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()
には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、
届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改
築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の
記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイ
ボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に
各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、マン
セル表色系の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本
瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹
付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、松阪市景観計画の景観形成基準に定める「その他(外構、夜間の照明
等に関する事。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、
特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第1号（別紙2）

（表）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(松阪市景観規則第2条第 号該当)			
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください。)		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	()m	()m	()m	
	構造				
	仕上げ		届出部分	既存部分	
		色彩			
		素材			
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計
		緑地面積	m ²	m ²	m ²
樹種等					
	その他				
色彩の変更 (修繕・模様替)	(対象工作物) ・外観面積 _____ m ² ・築造面積 _____ m ² ・高さ _____ m ・構造 _____		変更面積	変更後	変更前
		色彩	m ²		
		素材	m ²		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、松阪市景観規則第2条の該当する号番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、マンセル表色系の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第1号（別紙3）

（表）

行為の内容（開発行為、土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積^{たい}）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____ m ²	変更後の土地の形状	
	のり面又は擁壁の規模 高さ _____ m	のり面の外観	
	長さ _____ m こう勾配 _____ %	緑化の方法	
土石の採取・ 鉱物の掘採	土地の面積 _____ m ²	採取又は掘採の位置・方法	
	のり面又は擁壁の規模 高さ _____ m	跡地の緑化の方法等	
	長さ _____ m こう勾配 _____ %		
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	土地の面積 _____ m ²	物件の種類	
	たい堆積又は貯蔵の高さ 高さ _____ m	たい堆積又は貯蔵の位置・方法	
		遮へいの方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(裏)

備考

1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄

- (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
- (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
- (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。

2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄

- (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
- (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面の形状や行為地の周囲の地形に合わせるための措置について記入してください。

3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄

- (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
- (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
- (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。

4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。

5 各欄に記入できない場合には、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）松阪市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号 () —

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書の届出年月日及び受付番号	届出年月日	年 月 日
	受付番号	第 号
2 行為の場所	松阪市	
3 設計又は施行方法の変更の概要	〔変更前〕	
	〔変更後〕	
4 変更理由		

※ 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

（規格 A4）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）松阪市長

〒
通知者 住 所
名 称
職氏名

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
		用途（ ）				
	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
		種類（ ）				
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目 的					
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行 為 の 場 所		松阪市				
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所在地及び電話番号	所在地 〒 電話番号（ ） —				
	事務所等、課(室)名及び担当者名	名 称		担当者名		
※受付欄				※処理欄		

（規格A4）

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、様式第1号の別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「通知者」は、国の機関又は地方公共団体等の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途（例：庁舎、病院、学校等）を、工作物にあつては種類（例：通信用の鉄塔、高架水槽、擁壁、さく、塀、処理施設等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、担当する者の所属する事務所等の所在地、電話番号、担当者の所属する事務所及び課（室）名、担当者名を記入してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

景観計画区域内における行為の事前相談申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

松阪市景観条例第13条の規定により、次のとおり申請します。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更			
		用途 ()				
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更				
		種類 ()				
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的					
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所		松阪市				
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 〒 電話番号 () -				
	名称及び担当者名	名 称		担当者名		
※受付欄			※処理欄			

(規格A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、様式第1号の別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「申請者」は建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、申請内容の照会先として、申請者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

報告書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

報告者 住 所

氏 名

電話番号 () —

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

松阪市景観条例第 16 条第 1 項の規定により、報告します。

行為の種類	(1) 建築物 (ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更) (2) 工作物 (ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更) (3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
用途・種類 目的	
行為の場所	松阪市
報 告 事 項	
(Empty space for reporting details)	

(規格 A 4)

(注) この報告書とともに報告に係る図書を添付してください

□ 景観形成基準チェックシート

行為の場所（地名地番）	松阪市
行為の種類 (該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

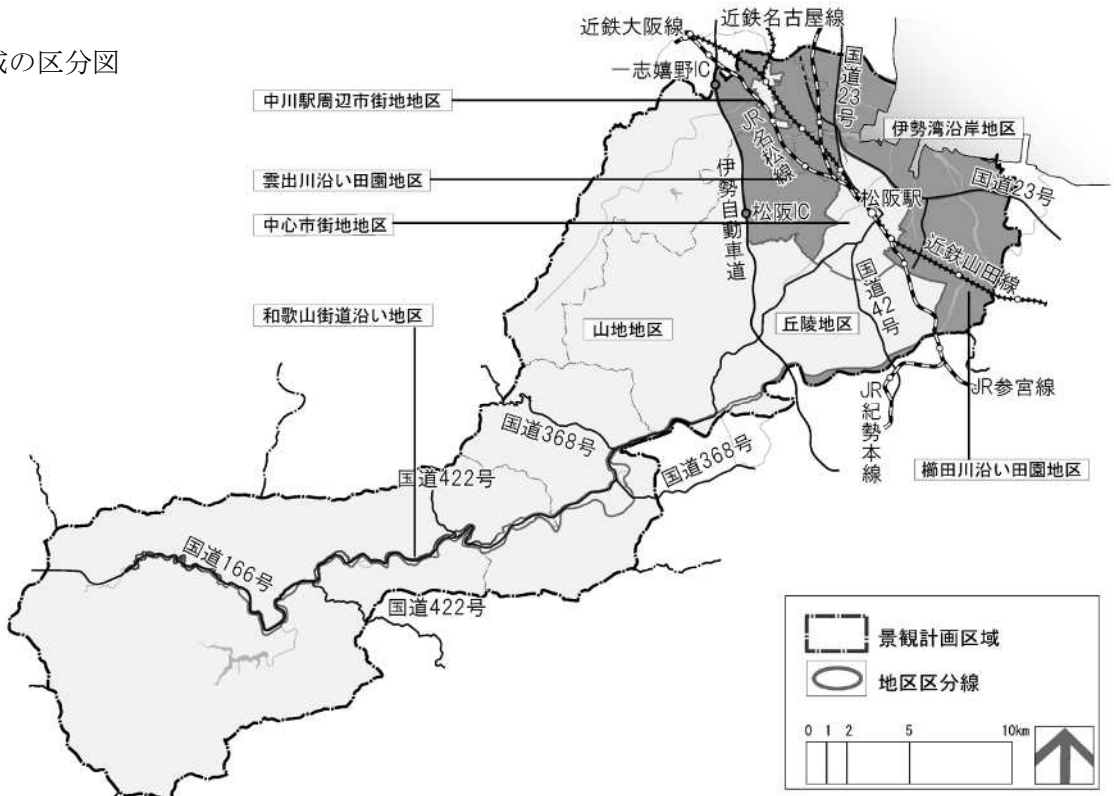
(1) 行為を行う場所について、該当するものをチェックしてください。

① 景観計画区域の区分	<input type="checkbox"/> 伊勢湾沿岸地区 <input type="checkbox"/> 雲出川沿い田園地区 <input type="checkbox"/> 和歌山街道沿い地区 <input type="checkbox"/> 中心市街地地区 <input type="checkbox"/> 橿田川沿い田園地区 <input type="checkbox"/> 山地地区 <input type="checkbox"/> 中川駅周辺市街地地区 <input type="checkbox"/> 丘陵地区
② 背景や周辺にみられる景観 (該当するものすべてにチェック)	【自然的なもの】 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵地・里山 <input type="checkbox"/> 海 <input type="checkbox"/> 田園
	【歴史的なもの】 <input type="checkbox"/> 歴史的なまち並み <input type="checkbox"/> 史跡、寺社
	【都市的なもの】 <input type="checkbox"/> 商業地 <input type="checkbox"/> 高速道路、幹線道路 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 工業地 <input type="checkbox"/> 公園・レクリエーション施設 <input type="checkbox"/> 住宅団地

※背景や周辺にみられる景観の具体例は、巻末の「5用語の解説」を参照してください。

※背景や周辺にみられる景観とは、当該行為の場所周辺の道路等から、誰もが容易に見ることのできる周辺の景観或いは背景に遠望できる景観のことをいう。

□ 景観計画区域の区分図



(2) 計画の内容において、良好な景観の形成のために、周辺の景観に配慮した事項をチェックしてください。

【建築物・工作物等の規模・配置に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 規模・ 配置	<p>□規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したものとする。</p> <p>□建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。</p> <p>□周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。</p> <p>□商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。</p>	<p>1-1 (18頁)</p> <p>1-2 (19頁)</p> <p>1-3 (20頁)</p>		
2. 壁面	<p>□壁面は、立地条件にあわせ、後退するか或いは周辺の壁面との調和に配慮したものとする。</p> <p>□壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。</p> <p>□歴史的まち並みが整っている地区或いは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。</p> <p>□壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。</p>	<p>2-1 (22頁)</p> <p>2-2 (23頁)</p> <p>2-3 (24頁)</p>		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	<input type="checkbox"/> 形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。			
	<input type="checkbox"/> 歴史的まち並みが整っている地区或いは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態・意匠とすること。	3-1 (26頁)		
	<input type="checkbox"/> 壁面は、適度に仕様を分け、窓等の開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27頁)		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：中心市街地地区／中川駅周辺市街地地区

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	□形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。			
	□歴史的まち並みが整っている地区或いは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態・意匠とすること。	3-1 (26頁)		
	□壁面は、適度に仕様を分け、窓等の開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27頁)		
	□商業地における低層階については、ゆとりや開放感を確保するとともに、車両出入口やバックヤードの配置等に留意し、賑わいの連続性の確保に配慮すること。	3-3 (28頁)		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：丘陵地区／和歌山街道沿い地区／山地地区

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	□形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。			
	□歴史的まち並みが整っている地区或いは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態・意匠とすること。	3-1 (26頁)		
	□壁面は、適度に仕様を分け、窓等の開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27頁)		
	□屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、10分の2～10分の5勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く）。	3-4 (29頁)		

【附属建築物・附属設備に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
4. 附属建築物・ 附属設備	□附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。			
	□車庫、自転車置き場、機械室等の附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。	4-1 (31頁)		
	□外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。	4-2 (32頁)		
	□附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。	4-2 (32頁)		

【外構に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
5. 外構	□建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。			
	□敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。	5-1 (34頁)		

【色彩や素材に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
6. 色彩	□色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。			
	□基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。	6-1 (36頁) (38頁) (39頁)		
	□アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。	6-2 (37頁)		
7. 素材	□素材は、周辺景観に調和するものとする。			
	□反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。	7-1 (41頁)		

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項		素材	色彩計画		
建築物等の外観の色彩	屋根材		色相	明度	彩度
	外壁材		色相	明度	彩度
	()		色相	明度	彩度
	アクセント色		色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積 × 1/5	
	東立面	m ²	m ²	m ²	
	南立面	m ²	m ²	m ²	
	西立面	m ²	m ²	m ²	
	北立面	m ²	m ²	m ²	

□建築物等の反射性素材記入欄

		反射性素材の面積	見付面積	見付面積 × 1/2
反射性素材の面積	主要な屋根	m ²	m ²	m ²
	主要な壁面	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²

【緑化に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
8. 緑化	□行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。			
	□植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。	8-1 (43頁)		
	□住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8-2 (44頁)		
	□工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	8-3 (45頁)		

【緑化に関する事項】：中心市街地地区／中川駅周辺市街地地区

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
8. 緑化	□行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。			
	□植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。	8-1 (43頁)		
	□住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8-2 (44頁)		
	□工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	8-3 (45頁)		
	□商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8-4 (46頁)		

【夜間の照明に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
9. 夜間の照明	□夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	9 (47頁)		

【開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更に関する事項（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）】：
共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 意匠 形態	<input type="checkbox"/> 行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	1 0 (48 頁)		
2. 緑化	<input type="checkbox"/> のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 <input type="checkbox"/> 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	1 1 (49 頁) 1 2 (50 頁)		

【土石の採取又は鉱物の掘採に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. の 方 採 取 等	<input type="checkbox"/> 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	1 3 (51 頁)		
2. 遮 へ い	<input type="checkbox"/> 遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	1 4 (52 頁)		
3. 緑 化	<input type="checkbox"/> 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	1 5 (53 頁)		

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 貯 蔵 の 集 積 法	<input type="checkbox"/> 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	1 6 (54 頁)		
2. 遮 へ い	<input type="checkbox"/> 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	1 7 (55 頁)		

□ 景観形成基準チェックシート 【 記入例 】

行為の場所（地名地番）	松阪市 伊勢寺町551-3（ベルファーム事務所棟）
行為の種類 (該当するものにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

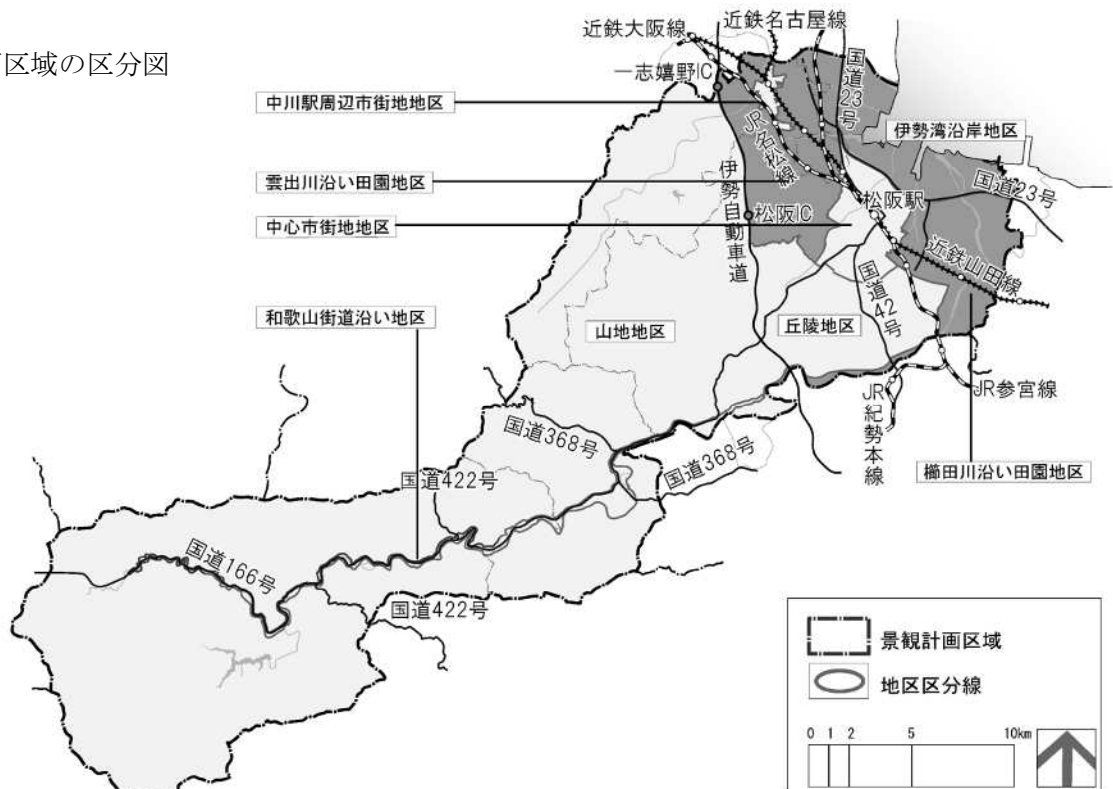
(1) 行為を行う場所について、該当するものをチェックしてください。

① 景観計画区域の区分	<input type="checkbox"/> 伊勢湾沿岸地区 <input checked="" type="checkbox"/> 雲出川沿い田園地区 <input type="checkbox"/> 中心市街地地区 <input type="checkbox"/> 榎田川沿い田園地区 <input type="checkbox"/> 和歌山街道沿い地区 <input type="checkbox"/> 中川駅周辺市街地地区 <input type="checkbox"/> 丘陵地区 <input type="checkbox"/> 山地地区
② 背景や周辺にみられる景観 (該当するものすべてにチェック)	【自然的なもの】 <input type="checkbox"/> 海 <input type="checkbox"/> 河川 <input checked="" type="checkbox"/> 山地・丘陵地・里山 <input checked="" type="checkbox"/> 田園
	【歴史的なもの】 <input type="checkbox"/> 歴史的なまち並み <input type="checkbox"/> 史跡、寺社
	【都市的なもの】 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 商業地 <input checked="" type="checkbox"/> 高速道路、幹線道路 <input type="checkbox"/> 住宅団地 <input type="checkbox"/> 工業地 <input type="checkbox"/> 公園・レクリエーション施設

※背景や周辺にみられる景観の具体例は、巻末の「5用語の解説」を参照してください。

※背景や周辺にみられる景観とは、当該行為の場所周辺の道路等から、誰もが容易に見ることのできる周辺の景観或いは背景に遠望できる景観のことをいう。

□ 景観計画区域の区分図



(2) 計画の内容において、良好な景観の形成のために、周辺の景観に配慮した事項をチェックしてください。

【建築物・工作物等の規模・配置に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 規模・ 配置	<p><input checked="" type="checkbox"/>規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。</p> <p><input type="checkbox"/>商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。</p>	<p>1-1 (18頁)</p> <p>1-2 (19頁)</p> <p>1-3 (20頁)</p>	<p>周辺の農地や池、樹木を出来る限り保全・活用した。</p> <p>敷地内に残した樹林地より低くした。</p>	
2. 壁面	<p><input checked="" type="checkbox"/>壁面は、立地条件にあわせ、後退するか或いは周辺の壁面との調和に配慮したものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。</p> <p><input type="checkbox"/>歴史的まち並みが整っている地区或いは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。</p> <p><input type="checkbox"/>壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。</p>	<p>2-1 (22頁)</p> <p>2-2 (23頁)</p> <p>2-3 (24頁)</p>	<p>出来る限り後退し、前面には駐車場を設けた。</p>	

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。		背景の山並みと調和するよう勾配屋根にした。 大きな壁面、屋根面にならないよう、平面形状を単純な四角にしないで、大小の四角の組み合わせにした。 また、壁面には多くの開口部を設けた。	
	<input type="checkbox"/> 歴史的まち並みが整っている地区或いは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態・意匠とすること。 <input checked="" type="checkbox"/> 壁面は、適度に仕様を分け、窓等の開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-1 (26頁) 3-2 (27頁)		

【附属建築物・附属設備に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
4. 附属建築物・附属設備	<input checked="" type="checkbox"/> 附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。		一体感のあるものとし、木のルーバーにより覆った。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 車庫、自転車置き場、機械室等の附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。	4-1 (31頁)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。 <input type="checkbox"/> 附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。	4-2 (32頁) 4-2 (32頁)		

【外構に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
5. 外構	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。		ダークブラウンの格子状フェンスを採用した。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。	5-1 (34頁)		

【色彩や素材に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
6. 色彩	<input checked="" type="checkbox"/> 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。		壁の色、屋根の色とも土の色に近い黄色系の色相で統一し、屋根の色は、背景となる山並みから突出しないよう、彩度を低く設定した。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。	6-1 (36頁) (38頁) (39頁)		
	<input type="checkbox"/> アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。	6-2 (37頁)		
7. 素材	<input checked="" type="checkbox"/> 素材は、周辺景観に調和するものとする。		周辺の田園景観になじむよう反射性素材は使用していない。	
	<input type="checkbox"/> 反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。	7-1 (41頁)		

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材		色彩計画		
建築物等の外観の色彩	屋根材	平板スレート	色相 5.0Y	明度 4.0	彩度 0.5	
	外壁材	吹き付け塗装	色相 2.5Y	明度 7.0	彩度 4.0	
	()		色相	明度	彩度	
	アクセント色	使 用 せ ず	色相	明度	彩度	
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積		見付面積 × 1/5	
	東立面	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	南立面	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	西立面	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	北立面	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

□建築物等の反射性素材記入欄

反射性素材の面積	反射性素材の面積		見付面積		見付面積 × 1/2	
	主要な屋根	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	主要な壁面	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

【緑化に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書参考番号	主に配慮した内容	適否
8. 緑化	<input checked="" type="checkbox"/> 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。		既存の樹木も可能な限り活かした。	
	<input type="checkbox"/> 植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。	8-1 (43頁)		
	<input type="checkbox"/> 住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8-2 (44頁)		
	<input type="checkbox"/> 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	8-3 (45頁)		

【夜間の照明に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書参考番号	主に配慮した内容	適否
9. 夜間の照明	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	9 (47頁)	建物の壁面を照らす間接照明とした。	

【開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更に関する事項（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）】：
共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 意匠 形態	<input type="checkbox"/> 行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。	1 0 (48 頁)		
2. 緑化	<input type="checkbox"/> のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 <input type="checkbox"/> 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	1 1 (49 頁) 1 2 (50 頁)		

【土石の採取又は鉱物の掘採に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. の 方 採 取 等	<input type="checkbox"/> 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	1 3 (51 頁)		
2. 遮 へ い	<input type="checkbox"/> 遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	1 4 (52 頁)		
3. 緑 化	<input type="checkbox"/> 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	1 5 (53 頁)		

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
貯蔵 の 集 積 方 法	<input type="checkbox"/> 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	1 6 (54 頁)		
2. 遮 へ い	<input type="checkbox"/> 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	1 7 (55 頁)		

参考 用語の意義

○建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。

○煙突

土地に独立して造られる煙突をいいます。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

○架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

送電のための電線路、有線電気通信のための電話線路等の柱状の工作物が該当します。

○鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

携帯電話基地局、電波塔、風力発電施設等の柱状の工作物が該当します。

○装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）

オブジェ、宗教的なシンボル等が該当します。また、屋外広告物を掲出する物件とは、主として屋外広告物を設置する目的で設置する工作物のことをいいます。

○高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

その他これらに類するものとして、飼料、肥料、穀物、セメント、石油、ガスなどの貯蔵施設が該当します。また、建築物に設けられる高架水槽等は建設設備に該当し、建築物に含まれます。

○擁壁、さく、塀

擁壁とは、建築基準法施行令138条第1項第5号に該当するものをいいます。さく、塀とは、建築物のない土地に造られるさく、塀をいい、建築物の敷地に造られるものは、建築物に含まれます。

○ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定する遊戯施設が該当します。

○アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物

建築基準法別表第2（り）項第3号（13）、（13の2）、（ぬ）項第1号（21）の用途に供するものをいいます。

○自動車車庫の用途に供する工作物

建築物に該当しない機械式駐車装置が該当します。

○汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

建築物に該当しないもので、建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の2の3各号のいずれかに該当するものを除く）が該当します。

○新築

敷地に新たに建築物を造ることをいいます。

○新設

敷地に新たに工作物を造ることをいいます。

○増築

敷地内の既存の建築物の延べ面積を増やすことをいいます。棟としては新築でも敷地単位では増築となる場合があります。

○改築

従前の建築物等を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なるものを造ることをいいます。

○移転

同一の敷地内において建築物等の位置を移動することをいいます。

○修繕

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事のことをいいます。
なお、外観の変更を伴わない修繕については、届出不要です。

○模様替

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない模様替については、届出不要です。

○建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第2号)

○築造面積

工作物の水平投影面積のことをいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第5号)

○高さ

建築物については、地盤面からの高さをいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第6号)。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建設物の高さに算入しません。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しません。

なお、工作物については、建築物の高さに準じます。

○開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

○廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。

○再生資源

資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいいます。

□ 届出の受付窓口

松阪市役所（第一分館） 建設部 都市計画課 景観係

【所在地】松阪市殿町 1340 番地 1

【TEL】0598-53-4166

【様式等】<http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeikaku/keikan-todokede.html>

【E-mail】tos.div@city.matsusaka.mie.jp